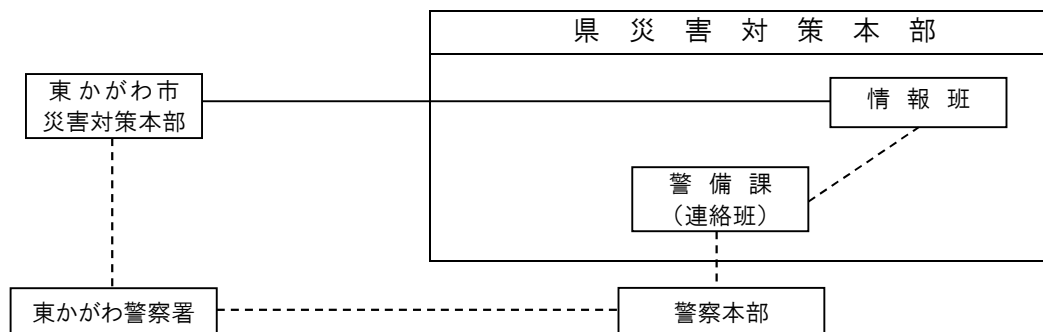


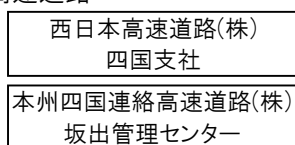
【15-3 被害報告詳細系統図】

1 人的被害、住家被害

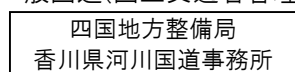


2 道路施設被害

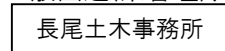
・ 高速道路



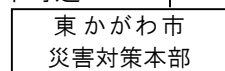
・ 一般国道(国土交通省管理)



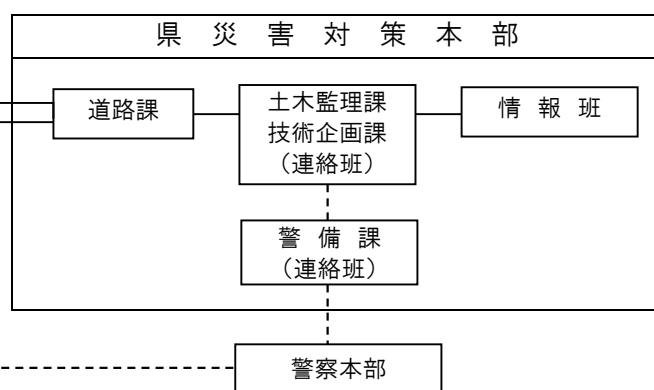
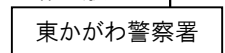
・ 一般国道(県管理)、県道



・ 市町道

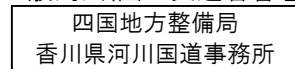


・ 道路全般

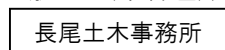


3 河川施設被害

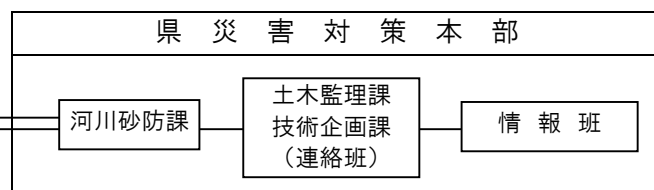
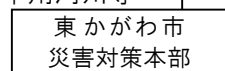
・ 一般河川(国土交通省管理)



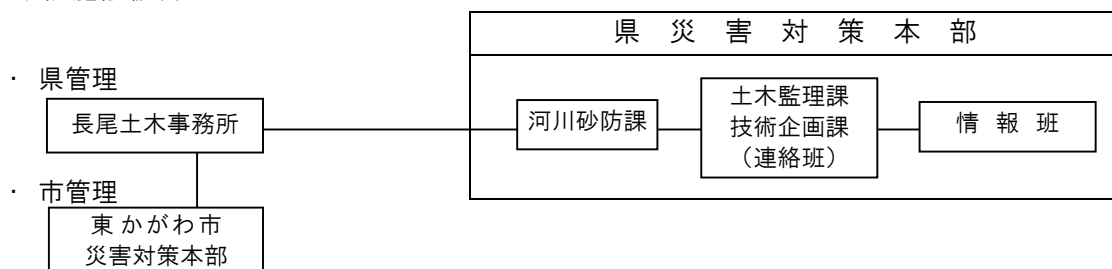
・ 一般河川(県管理)、二級河川



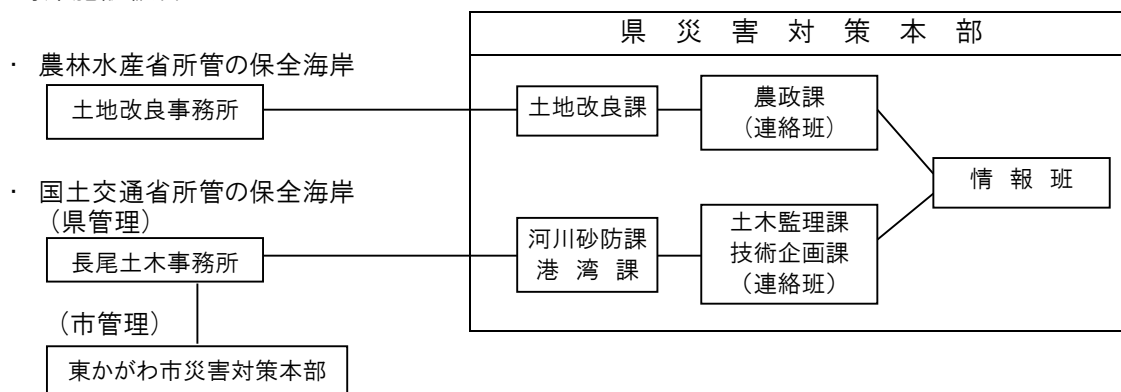
・ 準用河川等



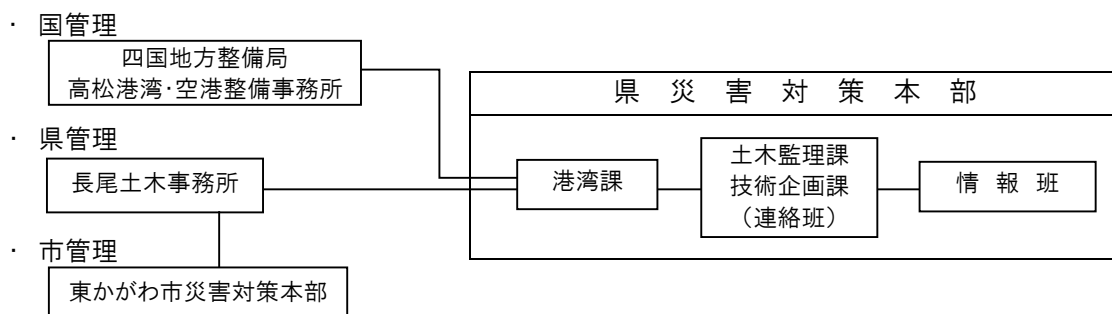
4 砂防施設被害



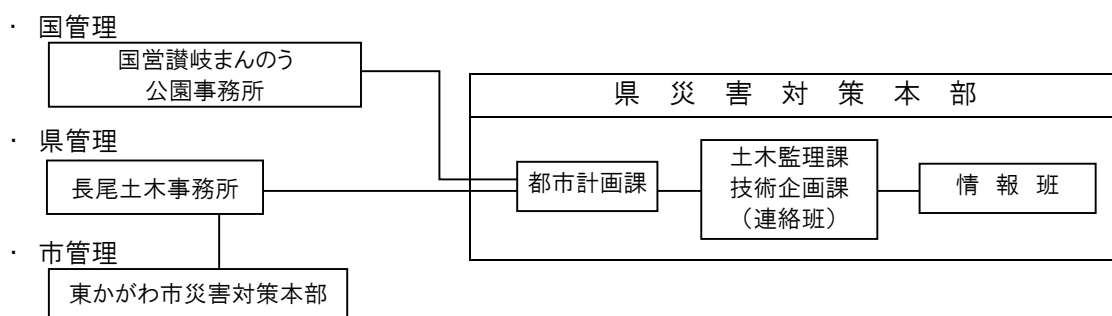
5 海岸施設被害



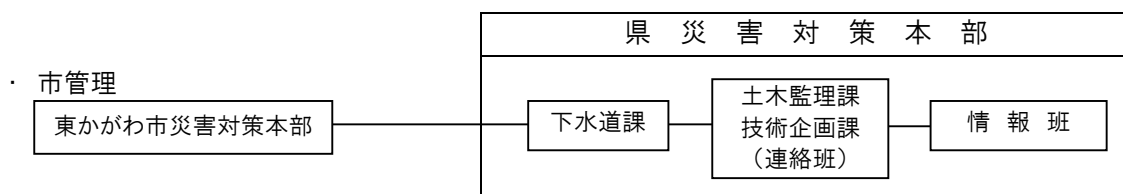
6 港湾施設被害



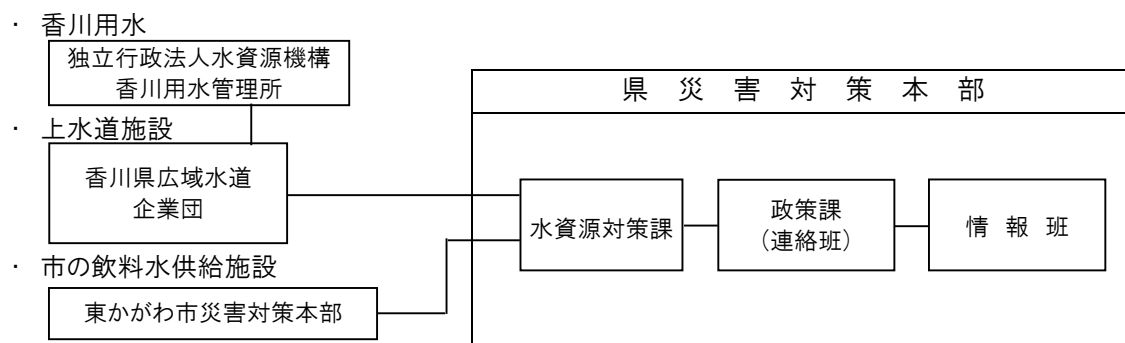
7 都市施設（公園）被害



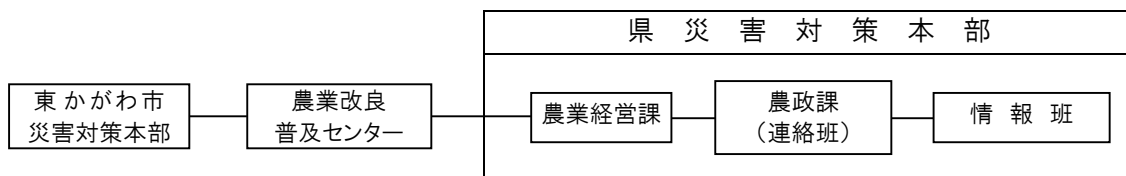
8 下水道施設被害



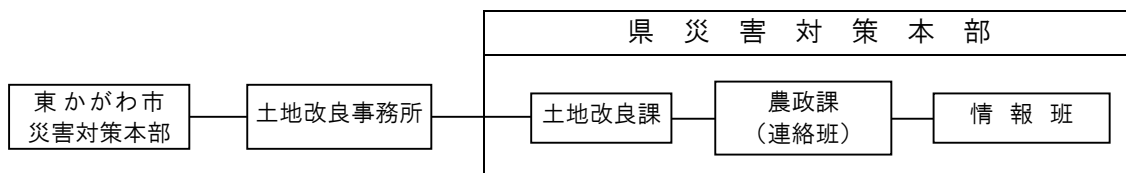
9 水道施設被害



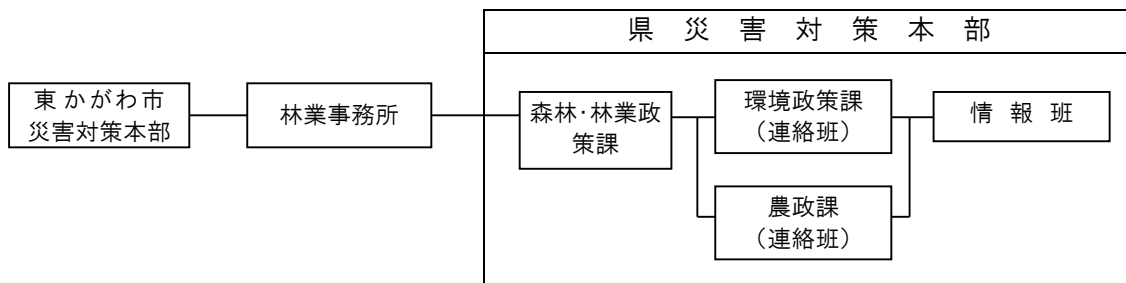
10 農産物等被害



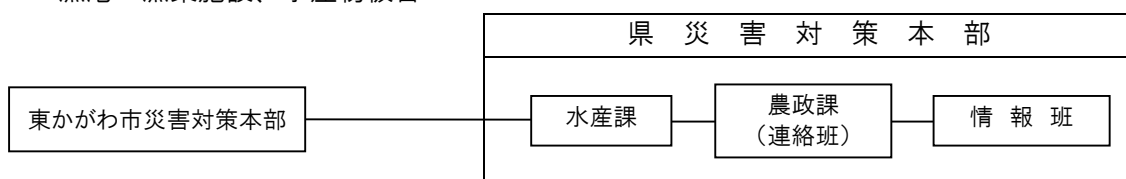
11 ため池、農地、農業用施設被害



12 治山・林道・林業施設、林産物被害

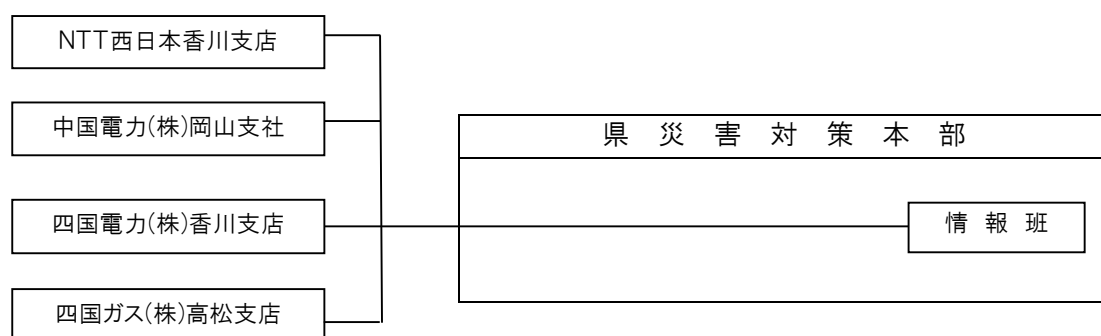


1 3 漁港・漁業施設、水産物被害



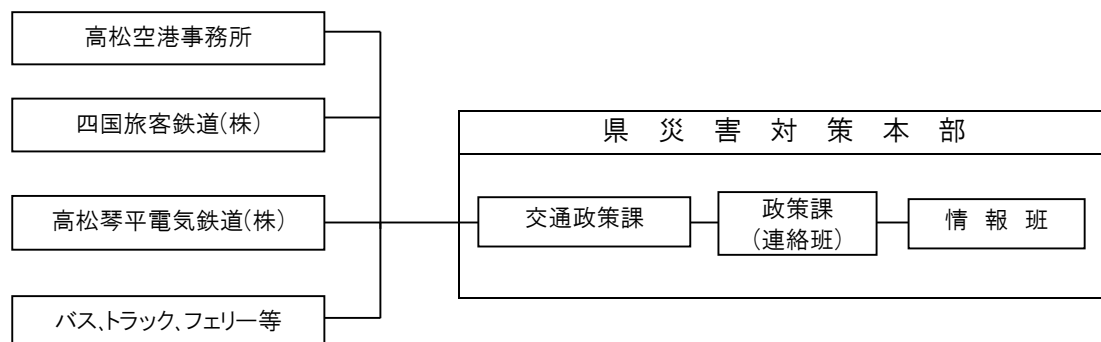
1 4 ライフライン等被害

- ・ 状況に応じて、情報班から情報収集を行う。



1 5 公共交通機関等被害

- ・ 状況に応じて、交通政策課から情報収集を行う。



【15-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、 1人 1日当たり 350円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額			期 間	備 考		
飲 料 水 の 供 給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住 家 の 全 半 壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1人世帯		2人世帯	3人世帯	4人世帯
								5人世帯
								6人以上1人増すごとに加算
		全 壊	夏	19,800		25,400	37,700	45,000
		流 失	冬	32,800		42,400	59,000	69,000
		半 壊	夏	6,500		8,700	13,000	15,900
		半 壊	冬	10,400		13,600	19,400	23,000
医 療	医療の途を失った者（心急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（燃）し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の	1 住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり 51,500円 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当り次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 717,000円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯 348,000円			住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内 災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対			

	損傷を受けた者		策本部が設置された 災害にあつては、6 月以内)	
--	---------	--	--------------------------------	--

【15－5 被災者生活再建支援制度の概要】

1 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(①から④までに掲げる世帯を除く)

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住家の被害程度		全壊 (2①に該当)	半壊→解体 (2②に該当)	長期避難 (2③に該当)	大規模半壊 (2④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(中規模半壊以外の世帯)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借(公営以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で 200(又は

100) 万円

③ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(中規模半壊世帯)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借(公営以外)
支給額	複数世帯	100万円	50万円	25万円
	単身世帯	75万円	37.5万円	18.75万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で100(又は50)万円

4 支援金の支給申請

① 申請窓口

市町

② 申請時の添付書類

ア 基礎支援金

- ・罹災証明書
- ・住民票 等

イ 加算支援金

- ・契約書(住宅の購入、賃借等) 等

③ 申請期間

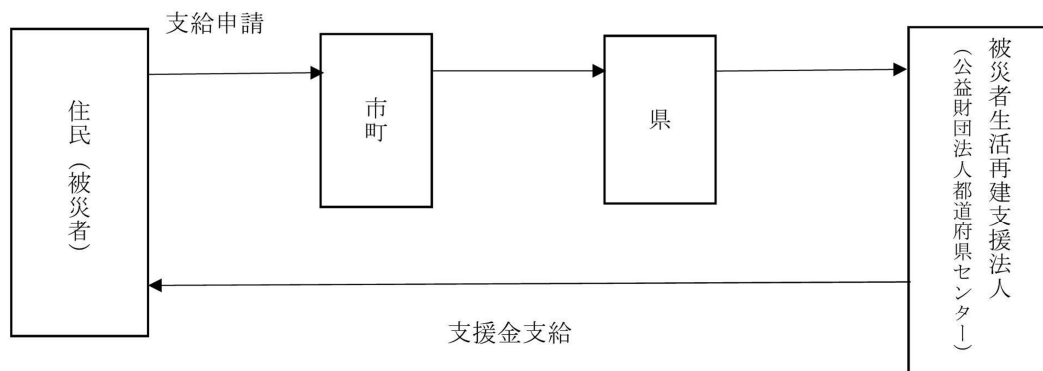
ア 基礎支援金

災害発生日から13月以内

イ 加算支援金

災害発生日から37月以内

5 支援金支給の流れ



【15－6 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧】

令和6年12月1日現在

No.	拠点名称	所在地	管理者	対象
1	大内スポーツセンター（とらまる公園）	東かがわ市西村	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
2	引田スポーツセンター	東かがわ市引田	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
3	白鳥スポーツセンター（白鳥中央公園）	東かがわ市帰来	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
4	大内公民館	東かがわ市三本松	東かがわ市教育委員会	警察・消防
5	丹生コミュニティセンター	東かがわ市町田	東かがわ市	警察・消防
6	白鳥小中学校	東かがわ市白鳥	東かがわ市教育委員会	警察・消防・自衛隊
7	大川中学校・大内小学校	東かがわ市西村	東かがわ市教育委員会	警察・消防・自衛隊
8	相生コミュニティセンター	東かがわ市南野	相生ふるさと協議会	警察・消防
9	旧引田小学校	東かがわ市引田	東かがわ市	警察・消防
10	本町体育館・グラウンド	東かがわ市松原	東かがわ市教育委員会	警察・消防
11	福栄コミュニティセンター	東かがわ市与田山	東かがわ市	警察・消防
12	五名コミュニティセンター	東かがわ市五名	五名活性化協議会	警察・消防
13	大内第2分団屯所	東かがわ市横内	東かがわ市	警察・消防・自衛隊
14	三本松コミュニティセンター	東かがわ市三本松	三本松地区活性化協議会	警察・消防
15	引田小中学校	東かがわ市引田	東かがわ市教育委員会	警察・消防
16	交流プラザ	東かがわ市湊	東かがわ市教育委員会	警察・消防
17	防災物資拠点施設	東かがわ市湊	東かがわ市	警察・消防・自衛隊

【15－7 自主防災組織の現況】

(令和6年3月31日現在)

	自治会数	自主防災組織数	自治会加入世帯数	自主防災組織 加入世帯数
東かがわ市	176	140	8,909	8,892
引 田	26	24	2,074	2,074
相 生	8	8	687	687
引 田	16	15	1,212	1,212
小 海	2	1	175	175
白 鳥	87	54	2,838	2,838
本 町	13	13	1,630	1,630
白 鳥	29	20	723	723
福 栄	26	20	372	372
五 名	19	1	113	113
大 内	63	62	3,996	3,979
三本松	20	19	1,028	1,011
誉 水	26	26	1,552	1,552
丹 生	17	17	1,416	1,416

【15－8 東かがわ市内の文化財一覧】

令和7年3月31日現在

【国指定文化財】

区 分	種 別	名 称	所有者（所在地）
重要文化財	彫 刻	木造御神像、木造女神坐像、木造男神坐像	水主神社（水主）
		木造狛犬	水主神社（水主）
		木造聖観音立像	釈王寺（大谷）
		木造不動明王立像及び童子像、木造矜羯童子像	與田寺（中筋）
	書 跡	大般若經(附経箱)60 箱	水主神社（水主）
	重文(書)	紙本墨書周書	猪熊 真美子（松原） 県立ミュージアム保管（高松市）
	重文(工)	太刀 銘正恒 附糸巻太刀拵	白鳥神社（松原）
	国宝(書)	肥前国風土記	猪熊 真美子（松原） 県立ミュージアム保管（高松市）
	工芸品	雷文螺細鞍	水主神社（水主）
	史 跡	引田城跡	四国森林管理局他
	記念物	絹島及び丸亀島	東讃漁業協同組合（馬篠・小磯地先沖）
		鹿浦越のランプロファイヤ岩脈	東かがわ市（松原）
	絵 画	絹本著色地藏曼荼羅図	與田寺（中筋）
		絹本著色仏涅槃図	與田寺（中筋）

【県指定文化財】

種 別	名 称	所有者（所在地）
無形民俗	虎頭の舞	白鳥虎頭舞保存会（白鳥）
	尺経獅子舞	尺経獅子保存会（川東）
彫 刻	木造本尊薬師如来像	與田寺（中筋）
	木造阿弥陀如来坐像	白鳥美術館（白鳥）
	金銅誕生釈迦仏立像	與田寺（中筋）
	木造狛犬	水主神社（水主）
	木造獅子頭	水主神社（水主）
史 跡	白鳥廃寺跡	東かがわ市他（湊）
工芸品	十二天像版木	與田寺（中筋）
建造物	猪熊家住宅 母屋・門・長屋	猪熊 全徳（松原）
	石造宝篋印塔	與田寺（中筋）
記念物	與田寺のムクの木	與田寺（中筋）
	三宝寺のボダイジュ	三宝寺（入野山）
絵 画	山水万壑松禱図	與田寺（中筋）
	山王祭屏風	與田寺（中筋）
	絹本著色胎蔵界曼荼羅	三宝寺（入野山）
	絹本著色稚児大師像	與田寺（中筋）
名 勝	宝光寺庭園	宝光寺（東山）

【市指定文化財】

種 別	名 称	所有者 (所在地)
無形民俗	兼弘天王社祭礼	兼弘天王社氏子 (西山)
	松原太鼓	松原太鼓保存会 (松原)
	西村天鷲絨獅子舞	西村鷲鳥絨獅子保存会 (西村)
	白鳥だんじり子供歌舞伎	白鳥だんじり子供歌舞伎保存会 (松原)
	番屋お船唄	番屋お船唄保存会 会長 (小磯)
有形民俗	式三番叟一式	石神神社(川股) 市歴史民俗資料館保管 (引田)
	船絵馬 (吉川蘆光画)	馬宿自治会 (馬宿) 市歴史民俗資料館保管 (引田)
文 書	讃岐国大絵図	青木 貞夫 (入野山)
	木地師免許状	小倉 新 (五名)
	奉願上口上書	三谷 聖七 (黒羽)
彫 刻	白鳥神社木造神馬	白鳥神社 (松原)
	阿弥陀如来坐像(観音寺)	観音寺 (帰来)
	阿弥陀如来坐像(栄国寺)	栄国寺 (湊)
	阿弥陀如来立像	弘海寺 (水主)
	木造聖観音立像	松の下自治会 (三本松)
	木造持国天立像	釈王寺 (大谷)
	木造聖観音立像	円光寺 (水主)
	木造毘沙門天立像	顕法寺 (三殿)
	木造阿弥陀如来立像	東昭寺 (町田)
	木造不動明王坐像	円光寺 (水主)
書 跡	若一王子大権現縁起	若王寺 (与田山)
	若王寺大般若経	若王寺 (与田山)
	「白鳥宮」御額題字	白鳥神社 (松原)
	能代家文書及び什器	市歴史民俗資料館 (引田)
	外陣大般若経570巻	水主神社 (水主)
史 跡	森権平愛馬の墓	岡本 進 (伊座)
	藤井古墳	藤井 藤枝 (白鳥)
	大日山古墳	内海 一市 (白鳥)
	大日山古墳	富田 博 (川東)
	森権平の墓	赤沢 英治他 (伊座)
	蕪越狼煙場跡	東かがわ市 (松原)
	川北一号墳	積善坊 (小海)
	葛峰狼煙場跡	四国森林管理局 (与治山)
	大坂峠古道	公道 (坂元開キ)
	城山国有林(引田城址)	四国森林管理局 (字城山国有林)
考古資料	石剣	白鳥神社 (松原)
	独鈷状石器	木村 政光 (五名)
	竜雲院殿霊牌	栄国寺 (湊)

種 別	名 称	所有者 (所在地)
考古資料	八坂神社棟札	八坂神社（西山）
	川北一号墳出土品	市歴史民俗資料館（引田）
	丁石	不詳（坂元開キ）
	沖代水田遺跡出土品	市歴史民俗資料館（引田）
歴史資料	糖業感謝碑	黒羽自治会（黒羽）
	塩田関係絵図と文書	菊池 常夫（引田） 市歴史民俗資料館保管（引田）
工芸品	甲冑（紺糸絨）	白鳥神社（松原）
	甲冑（白糸絨）	白鳥神社（松原）
	与田神社の懸仏八面	与田神社（与田山） 県立ミュージアム保管（高松市）
	二宮神社本殿脇燈籠	二宮神社総代（吉田）
	壺(久米栄左衛門旧蔵)	市歴史民俗資料館（引田）
	久米栄左衛門遺品	市歴史民俗資料館（引田）
	宝篋印塔	定廣 敷市（川股）
	宝塔	山田 和弘（引田）
	五輪塔	積善坊（引田）
建造物	栄国寺本堂	栄国寺（湊）
	一石五輪塔	河野 官一（湊）
	白鳥神社隨身門(鶴の門)	白鳥神社（松原）
	石燈籠（常夜燈）	原 稔（三本松）
	句碑（麦林翁）	原 稔（三本松）
	当尺地藏堂の道標	前田 謙三郎（川東）
	坂元の五輪塔	地主神社総代（坂元）
記念物	枝垂柳	白鳥小学校（白鳥）
	ハマボー	東かがわ市（湊）
	観音谷の大楠	與田寺（川東）
	亀石	三谷 菊代（黒羽）
絵 画	三十六歌仙扁額	白鳥神社（松原）
	日本武尊神影	白鳥神社（松原）
	大内郡三本松村地引き図(四舗の内の二舗)	市歴史民俗資料館（引田）

【15－9 防災関係機関連絡先一覧】

国（指定行政機関）防災担当課一覧

機 関 名	担 当 課	郵便番号	住 所	電話番号
内 閣 官 房	内閣官房副長官補 (事態処理、危機管理担当)付	100-8968	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内 閣 府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
	政策統括官（防災担当）付 参事官（総合担当）付	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
警 察 庁	警 備 局 警 備 課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3581-0141
金 融 庁	総務企画局政策課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1	03-3506-6000
消 費 者 庁	総 務 課	100-8958	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3507-8800
総 務 省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-5111
法 務 省	大臣官房秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	03-3580-4111
外 務 省	大臣官房総務課	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1	03-3580-3311
財 務 省	大臣官房総合政策課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3581-4111
文 部 科 学 省	大臣官房文教施設企画部施設企画課	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
文 化 庁	政 策 課 総 務 係	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房総務課	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-5253-1111
農 林 水 産 省	大臣官房地方課災害総合対策室	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3502-8111
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
資源エネルギー庁	総 合 政 策 課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
中 小 企 業 庁	事業環境部経営安定対策室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
国 土 交 通 省	水管理・国土保全局防災課	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-8111
国 土 地 理 院	企画部防災推進室	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	029-864-1111
気 象 庁	総 務 部 企 画 課	105-8431	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03-6758-3900
海 上 保 安 庁	警備救難部環境防災課	100-8976	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-3591-6361
環 境 省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-3581-3351
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防護課	106-8450	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352
防 衛 省	防衛政策局運用政策課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-5366-3111
消 防 庁	防 災 課	100-8927	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7525
	〃 防災情報室			03-5253-7526
	〃 応急対策室			03-5253-7527
	予防課特殊災害室			03-5253-7528
	消 防 ・ 救 急 課			03-5253-7522
	消防防災・危機管理センター（開庁時間外）			03-5253-7777

市町防災担当課一覧

市 町	担当課	郵便番号	住 所	電話番号
高 松 市	総 務 局 危 機 管 理 課	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-839-2184
丸 亀 市	市長公室危機管理課	763-8501	丸亀市大手町 2-4-21	0877-25-4006
坂 出 市	総 務 部 危 機 管 理 課	762-8601	坂出市室町 2-3-5	0877-44-5023
善通寺市	総 務 部 自 治 防 災 課	765-8503	善通寺市文京町 2-1-1	0877-63-6338
観 音 寺 市	総 務 部 危 機 管 理 課	768-8601	観音寺市坂本町 1-1-1	0875-23-3940
さぬき市	総 務 部 危 機 管 理 課	769-2195	さぬき市志度 5385-8	087-894-1115
東かがわ市	総 務 部 危 機 管 理 課	769-2792	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1235
三 豊 市	総 務 部 危 機 管 理 課	767-8585	三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3119
土 庄 町	総 務 課	761-4192	土庄町淵崎甲 1400-2	0879-62-7000
小豆島町	総 務 部 総 務 課	761-4492	小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7001
三 木 町	総 務 課	761-0692	三木町大字氷上 310	087-891-3301
直 島 町	総 務 課	761-3110	直島町 1122-1	087-892-2222
宇多津町	危 機 管 理 課	769-0292	宇多津町 1881	0877-49-8027
綾 川 町	総 務 課	761-2392	綾川町滝宮 299	087-876-1906
琴 平 町	企 画 防 災 課	766-8502	琴平町榎井 817-10	0877-75-6711
多度津町	総 務 課 危 機 管 理 室	764-8501	多度津町栄町 3-3-95	0877-33-1110
まんのう町	総 務 課	766-0022	まんのう町吉野下 430	0877-73-0100

広域消防相互応援協定締結

市 町	担 当 課	郵便番号	住 所	電話番号
鳴門市	危機管理課	772-8501	徳島県鳴門市撫養町南 浜字東浜 170	088-684-1711

警察本部等一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
警察本部 (警備課)	760-8579	高松市番町 4-1-10	087-833-0110
東かがわ 警 察 署	769-2601	東かがわ市三本松 1723-2	0879-25-0110
さ ぬ き 警 察 署	769-2101	さぬき市志度 1028-1	087-894-0110
高 松 東 警 察 署	761-0702	三木町大字平木 56-4	087-898-0110
小 豆 警 察 署	761-4421	小豆島町苗羽甲 1351-1	0879-82-0110
高 松 北 警 察 署	760-8511	高松市西内町 2-30	087-811-0110
高 松 南 警 察 署	761-8511	高松市多肥上町 1251-8	087-868-0110
高 松 西 警 察 署	761-2305	綾川町滝宮 1332-1	087-876-0110
坂 出 警 察 署	762-0011	坂出市江尻町 1204-1	0877-46-0110
丸 亀 警 察 署	763-0055	丸亀市新田町 1-7	0877-22-0110
琴 平 警 察 署	766-0003	琴平町五條 620-1	0877-75-0110
三 豊 警 察 署	767-0011	三豊市高瀬町下勝間 2516-4	0875-72-0110
観 音 寺 警 察 署	768-0066	観音寺市昭和町 2-1-55	0875-25-0110

消防本部一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号
高 松 市 消 防 局	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-861-2502	087-861-2504
丸 亀 市 消 防 本 部	763-0034	丸亀市大手町 2-1-37	0877-25-0119	0877-24-5050
坂 出 市 消 防 本 部	762-0003	坂出市久米町 1-17-23	0877-46-0119	0877-46-0191
善通寺市消防本部	765-0013	善通寺市文京町 4-1-3	0877-64-0119	0877-62-0119
多度津町消防本部	764-0033	多度津町大字青木 951-8	0877-33-0119	0877-33-2554
三観広域行政組合消防本部	768-0067	観音寺市坂本町 1-1-7	0875-24-0119	0875-23-3975
大川広域消防本部	769-2516	東かがわ市土居 82-1	0879-24-0119	0879-25-0119
小豆地区消防本部	761-4106	土庄町甲 557-10	0879-62-2220	0879-62-2456
仲多度南部消防組合消防本部	766-0003	琴平町五条 313	0877-73-4211	0877-75-3119